

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年9月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500159号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500061号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認める
ことはできない。
- 3 請求期間③から⑪までについて、請求者のC社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を
認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成5年10月1日から平成10年2月1日まで
② 平成17年9月1日から平成20年6月1日まで
③ 平成15年12月
④ 平成16年7月
⑤ 平成16年12月
⑥ 平成17年7月
⑦ 平成17年12月
⑧ 平成18年7月
⑨ 平成18年12月
⑩ 平成19年7月
⑪ 平成19年12月

A社に勤務していた期間のうちの請求期間①の標準報酬月額並びにC社に勤務していた期
間のうちの請求期間②の標準報酬月額及び請求期間③から⑪までの標準賞与額が低く記録さ
れている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA社における標準報酬月額は、平

成5年10月から平成8年9月までは26万円、同年10月から平成10年1月までは28万円と記録されていることが確認できるところ、請求者は、報酬月額について、平成5年10月から平成9年3月までは35万円（標準報酬月額36万円）、同年4月から平成10年1月までは37万5,000円（標準報酬月額38万円）であった旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている（以下「全喪」という。）上、請求期間①のうち平成9年9月22日までの事業主は亡くなっており、同年9月23日以降同社が全喪するまでの事業主は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保有していないと回答していることから、請求者の請求期間①に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、商業登記の記録によると、A社は平成17年1月*日に破産終結していることが確認できる上、同社の破産管財人は既に亡くなっている。

さらに、A社が請求期間①当時加入していたD厚生年金基金（平成15年解散）における請求者の厚生年金基金加入記録について、企業年金連合会に照会したところ、同連合会から提出された中脱記録照会（回答）によると、請求者の請求期間①に係る厚生年金基金の「報酬給与」は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者のC社における標準報酬月額は30万円と記録されていることが確認できるところ、請求者は、基本給が上がっていたのに標準報酬月額が大幅に下がることは考え難く、当該期間の標準報酬月額は実際に支給されていた給与額よりも低い額で記録されている旨主張している。

しかしながら、C社は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、C社は、請求者の残っている資料としては従業員台帳のみであると回答しているところ、同社から提出された従業員台帳によると、請求者は平成15年7月10日から平成17年4月8日までの期間及び平成18年5月2日から平成20年1月31日までの期間に私傷病により休職していたことが確認できる。

さらに、E健康保険組合は、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している旨回答している。

このほか、請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間③から⑪までについて、請求者は、当該期間の標準賞与額が実際に支給されていた賞与額よりも低い額で記録されている旨主張している。

しかしながら、C社は請求者に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間③から⑪までに係る賞与額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、E健康保険組合は、請求者の請求期間③から⑪までに係る標準賞与額の記録は、オンライン記録と一致している旨回答している。

このほか、請求期間③から⑪までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③から⑪までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。